

厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会の設置について

- 「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する……P1
省内検討会」の設置について

- 主な検討の視点……P3

- 参考資料……P4

「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」 の設置について（案）

1 趣旨

厚生労働省の研究助成等について、交付先・事業選定の適切性を高める方策や、研究成果の施策との連動性の確保のあり方などを検討し、もって、研究助成等に関する予算の適正な運営等に資するものとするため、「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」を設置する。

2 主な検討事項

- (1) 交付先等の選定の適切性を高める方策
- (2) 研究成果の施策への連動性（反映）の確保及びその評価のあり方
- (3) その他助成事業の適正な運営の確保に関すること

3 構成

- (1) 検討会は、大臣官房長を主査とし、技術総括審議官を副主査とする。
- (2) 検討会は、別紙のメンバーを構成員とする。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、関係部局等の職員の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 検討会に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は大臣官房厚生科学課長とし、事務局次長は大臣官房厚生科学課研究企画官とする。
- (4) (3) に掲げるもののほか、事務局のメンバーは、関係部局等の職員とする。
- (5) 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

主査	大臣官房長
副主査	技術総括審議官
メンバー	総括審議官
	政策評価審議官
	大臣官房参事官（総務担当）
	大臣官房会計課長
	大臣官房厚生科学課長（事務局長）
	政策統括官付社会保障担当参事官
	政策統括官付労働政策担当参事官
	政策評価官

（オブザーバー）

医政局総務課長
健康局総務課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
職業能力開発局総務課長
高齢・障害雇用対策部企画課長
障害保健福祉部企画課長

※このほか、必要に応じ、各部局を加える。

主な検討の視点（たたき台）

1 交付先選定や事業内容の適切性を高める方策

- ①評価委員の選定や評価基準のあり方
- ②研究重複のチェック体制の強化のあり方

2 政策との連動性（反映）の確保・評価・公表のあり方

- ①施策活用等に関し、研究を行う前の事前の評価方法（事前評価）に改善すべき点はないか
- ②採択後フォローアップ（中間評価）に改善すべき点はないか
- ③研究終了後の評価（事後評価）に改善すべき点はないか
- ④わかりやすい結果公表と結果の活用のあり方

3 その他

- ①適正な執行の確保等のための取り組み
- ②研究の戦略性・重点化等を適切に判断できる仕組み

など

「厚生労働省の研究助成等のあり方に
関する省内検討会」参考資料

平成22年6月2日(水)

厚生労働省の研究助成等関係予算について

※額は、H22予算額

1 共通的な研究助成制度(補助金)

①厚生労働科学研究費補助金 (472億円) 1594件(H21)

- ①行政政策研究分野
(社会保障政策、国際医学協力など)
- ②厚生科学基盤研究分野
(再生医療、創薬、医療技術など)

- ③疾病・障害対策研究分野
(障害、老健、母子、がん、疾病、感染症など)
- ④健康安全確保総合研究分野
(健康危機管理、労働安全衛生、食品・医薬安全など)

2 国の試験研究機関による研究費(直轄事業費)

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所 (10億円)
- ・ 国立保健医療科学院 (5億円)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所 (1.7億円)
- ・ 国立感染症研究所 (23億円)
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター (1.4億円)

※共通運営費的な経費を含む。

3 独法による研究費(運営費交付金)

①独法が自ら行う研究への助成(※1)

- ・ 国立健康・栄養研究所 (7億円)
- ・ 医薬基盤研究所 (28億円)
- ★ 国立高度専門医療研究センター (75億円)
(がん、循環器病、精神・神経医療、国際医療、成育医療、長寿医療の各センター)
- ・ 労働安全衛生総合研究所 (21億円)

★「研究開発型独法」に該当

- ・ 国立病院機構 (23億円)
- ・ 労働者健康福祉機構 (8億円)
- ・ 労働政策研究・研修機構 (28億円)
- ・ 高齢・障害者雇用支援機構 (1.6億円)
- ・ 雇用・能力開発機構 (1億円)

※ 共通運営費的な経費を含む。

②独法からの研究費助成事業

- (1) 医薬基盤研究所
 - ・ 基礎研究推進事業(研究者への研究委託) (63億円) 95件(H21)

4 委託による研究費(委託費)

①公募等によるもの

- ・ 原爆症調査研究 (15百万円)
→(財)放射線影響研究所、日本赤十字社
- ・ 精神障害者サービス提供体制整備促進事業 (10百万円)
→今後競争により選定(H22新規事業)
- ・ 労働災害防止対策事業 (1.6億円)
→中央労働災害防止協会

②その他

- ・ 特定疾患調査委託費(毒ガス障害者の後遺症) (3百万円)
→広島県
- ・ 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 (7百万円)
→都道府県(合同輸血療法委員会)

5 公益法人が行う研究への助成(補助金)

- ・ (財)放射線影響研究所 (5億円)
- ・ (財)結核予防会・結核研究所 (13百万円)

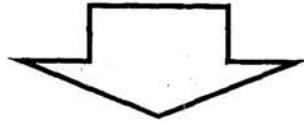
※ これらのほか、難病医療助成など、実質的に患者支援等の機能を担っているもの等がある。

わが国の研究開発評価に関する指針

国の研究開発評価に関する大綱的指針

平成20年10月31日内閣総理大臣決定

- 国の研究開発評価についての基本的方針として、政府全体として「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)を策定。
- 各省庁は、この指針に沿って各省庁で、具体的な評価指針を定めることを求められている。



厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

- 大綱的指針の策定を受け、厚生労働省の科学技術研究の成果を適切に評価するために、研究評価の省の共通的なルールとして策定。
- この指針は、
 - ・ 厚生労働省の競争的資金制度* による研究 (厚生労働科学研究費など)
 - ・ 厚生労働省の試験研究機関、公益法人への研究補助事業(放射能影響研、結核研)などを対象としている。
- 現在、この指針に沿って、厚生労働省の研究開発の評価を行っている。

※ 独法は、この指針を参考に、機関ごとにルールを定め、評価を実施。

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針に基づく評価（現状）

